

『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』実施要綱

1 趣旨

休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、全体の2割以上を占める転倒災害の減少を図るため、福島労働局では、『転ばないでね！』（福島版「STOP! 転倒災害プロジェクト」）実施要綱』（別添参照）に基づき、平成27年から「STOP! 転倒災害プロジェクト」を実施して、転倒災害防止に係る指導・啓発等に取り組んでいるところである。

しかしながら、令和3年には平成11年以降で最多の556件の転倒災害が発生したほか、令和4年1月にはひと月で最多となる146件の転倒災害が発生し、同年3月には積雪・凍結を原因とする死亡災害が発生する等、多発傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

転倒災害は、その約4割が積雪・凍結の伴う冬季に発生しており、特に、令和3年12月から4年2月の冬季に発生した転倒災害280件のうち、積雪・凍結を原因とするものが6割以上(184件(65.7%))を占めるなど、冬季の転倒災害防止については引き続き対策が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害が多発する冬季に『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』を展開し、『転ばないでね！』（福島版「STOP! 転倒災害プロジェクト」）実施要綱』に定める各実施事項の励行を促す等により、冬季における転倒災害の一層の減少を図ることとする。

2 期間

- ・準備期間 令和4年11月15日から令和4年11月30日
- ・運動期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日

3 主唱者

福島労働局、各労働基準監督署、各労働災害防止団体（福島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部、各地区労働基準協会）

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

(1) 福島労働局、労働基準監督署の実施事項

冬季の転倒災害を防止するためには、その年の降雪量に左右されない、事業者の理解と労働者自身の高い安全意識が不可欠であることから、労使が一体となって職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図るため、以下の対策を展開する。

- ① 冬季転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成・配布
- ② 積雪・凍結期等の転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 労働局、労働基準監督署による事業場への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

6 実施者の実施事項

『「転ばないでね！」(福島版「STOP! 転倒災害プロジェクト」)実施要綱』(以下「プロジェクト要綱」という。)の「6 実施者の実施事項」に定めた事項。

特に以下の事項の実施を徹底する。

i) 準備期間(冬季前)における転倒災害防止対策(プロジェクト要綱6(3))

- ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪・凍結前に労働者に対する注意喚起
- イ 積雪・凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

ii) 冬季における転倒災害防止対策(プロジェクト要綱6(4))

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）実施要綱

1 趣旨

福島労働局管内における転倒災害は、平成26年において全死傷災害（4日以上）の24%を占め、最も多く発生している労働災害であることから、平成27年より、転倒災害の防止に重点的に取り組んできたところである。

この成果により、転倒災害による死傷者を500名（平成26年）から401名（平成27年）に大きく減少させることができたが、依然として全死傷災害（4日以上）の21%を転倒災害が占めている。また、予後が重篤につながりやすい50歳以上の高齢者が約70%を占めているが、高齢者では災害が重篤化しやすいことから、転倒災害防止対策は引き続き取り組んでいく必要がある。

この「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）は、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を講ずることにより、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として実施するものである。

実施者は、時期を問わず職場の環境改善はもとより転倒災害を防止するための対策を講ずるとともに、重点取組期間や準備期間には、特に重点的な取組を行うものとする。

2 重点取組期間及び準備期間

（1）重点取組期間：6月

（2）準備期間：冬季前（原則として11月）

3 主唱者

福島労働局、福島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部、各地区労働基準協会

4 実施者

各事業場

5 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止にあたっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸

成・浸透されるよう意識啓発を図り、福島労働局と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 福島労働局の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② 転倒災害防止対策に有益な情報等を集めた厚生労働省特設サイトの案内
  - ア 効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）
  - イ 転倒災害防止対策に有益な保護具等の紹介
  - ウ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の案内
  - エ 積雪、凍結期等の対策
- ③ 本取組を効果的に推進するための関係業界団体等への協力要請
- ④ 各労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 一般的な転倒災害防止対策（時期を問わず実施すべき事項）

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
- ⑧ 事業場内の高年齢労働者、女性労働者が就業する箇所を確認し、①～⑦の事項の重点的な実施
- ⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請
- ⑪ 転倒予防体操の励行

※ 転倒災害は、冬季以外の季節にも発生しており、実施者は災害の原因解消に努め、対策の実施に当たっては十分検討すること。

(2) 重点取組期間（6月）の実施事項

- ① 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転

## 倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

- ② チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

### （3）準備期間（冬季前）における転倒災害防止対策

- ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
- イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

※ 原則として11月中には実施することとするが、地域の気象の見通しを踏まえ、準備期間中の対策及び（4）の対策を前倒して実施すること等を検討すること。  
なお、準備期間に引き続き冬季においてもア、イの対策の実施について実施者が判断すること。

### （4）冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

- ② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

